

震災特例法の一部改正に伴う自動車重量税の特例措置に関するQ&A

《 目 次 》

1 被災自動車等に係る自動車重量税の還付関係

- (問 1) 被災自動車に係る自動車重量税の還付措置は、どのように拡充されたのですか。… 3
- (問 2) 被災した二輪車等に係る自動車重量税の還付はどのようにすれば受けられますか。… 3
- (問 3) 東日本大震災の直後に、被災した二輪車の車検証の返納の手続を行いました。今からでも、自動車重量税の還付を受けることができますか。… 4
- (問 4) 被災した二輪車等に係る自動車重量税の還付金額の計算方法を教えてください。… 4

2 被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税関係

- (問 5) 被災自動車の使用者が自動車を買換えた場合の自動車重量税の免税措置は、どのように拡充されたのですか。… 5
- (問 6) 被災した二輪車等の使用者が自動車を買換えた場合の自動車重量税の免税はどのようにすれば受けられますか。… 5
- (問 7) 被災した二輪車等の使用者が自動車を買換え、既に自動車重量税を納付してしまった場合、その納付した自動車重量税の還付を受けることができますか。… 6
- (問 8) 被災自動車 A の使用者が、今後、二輪車 B、四輪車 C の順に取得する場合、先に取得する二輪車 B では自動車重量税の免除を受けずに、次に取得する四輪車 C で自動車重量税の免除を受けることはできますか。… 6

※ 関係法令等の略語は、次のとおりです。

震災特例法……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

震災特例法施行令……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）

震災特例法施行規則……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）

改正法……………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）

自動車検査証の返納等…道路運送車両法第69条第1項《自動車検査証の返納等》の規定による自動車検査証の返納のうち滅失、解体又は自動車の用途の廃止を事由とするもの、及び軽自動車が滅失し、解体し、又は軽自動車の用途を廃止した場合における道路運送車両法施行規則第63条の6第1項《軽自動車届出済証の返納等》の規定による軽自動車届出済証の返納

1 被災自動車等に係る自動車重量税の還付関係

(適用対象の拡大)

(問1) 被災自動車に係る自動車重量税の還付措置は、どのように拡充されたのですか。

(答)

震災特例法では、既に走行の用に供していた自動車が、東日本大震災により被害を受けて滅失、解体又は用途の廃止をした場合に、被災自動車の「所有者」に対し、車検残存期間に対応する自動車重量税を還付することとされています。

今般の震災特例法の改正により、この措置の対象となる自動車に「二輪車等」が追加されました。

対象に加わった二輪車等は、具体的には以下の車両です。(震災特例法 45①②、震災特例法施行令 35①)

- ① 二輪の小型自動車 (250cc 超の二輪車)
- ② 届出軽自動車 (125cc 超 250cc 以下の二輪車等)
- ③ 被けん引自動車 (自動車重量税法施行令第5条の規定により、車両総重量がないものとされる車両を除く)

(注) 自動車重量税が課されない原動機付自転車 (125cc 以下の二輪車) は対象外です。

(還付の手続)

(問2) 被災した二輪車等に係る自動車重量税の還付はどのようにすれば受けられますか。

(答)

被災した二輪車等の「所有者 (最終所有者)」は、平成 31 年 3 月 31 日までに、「被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付申請書 (東日本大震災用)」を原則として使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等 (自動車検査登録事務所を含みます。) の窓口へ提出することにより、所有者の住所地を管轄する税務署から自動車重量税の還付を受けられます。

なお、還付申請書の提出に当たっては、被災した二輪車等の自動車検査証 (届出軽自動車の場合は軽自動車届出済証) の返納等の手続が必要となります。自動車検査証の返納等の手続については、運輸支局等にご相談ください。(震災特例法 45①②③、震災特例法施行令 35②、震災特例法施行規則 18①)

(注1) 被災した二輪車等の還付申請書の提出窓口は「運輸支局等」ですが、軽自動車に該当する被けん引車については、「軽自動車検査協会」が提出窓口となります。

(注2) 軽自動車以外の被けん引自動車は、運輸支局等において永久抹消登録等の手続が必要です。

(既に車検証の返納等を行っている場合)

(問3) 東日本大震災の直後に、被災した二輪車の車検証の返納の手続きを行いました。今からでも、自動車重量税の還付を受けることができますか。

(答)

自動車検査証(届出軽自動車の場合は軽自動車届出済証)の返納等、自動車重量税の還付申請に必要な手続きを済ませていれば、平成31年3月31日までに、「被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付申請書(東日本大震災用)」を、原則として使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の窓口へ提出することにより、所有者の住所地を管轄する税務署から自動車重量税の還付を受けることができます。(震災特例法45①②③、震災特例法施行令35②、震災特例法施行規則18①)

(還付金額の計算方法)

(問4) 被災した二輪車等に係る自動車重量税の還付金額の計算方法を教えてください。

(答)

被災した二輪車等に係る自動車重量税の還付金額は、以下のとおりです。

(1) 車検のある自動車の場合

- ① 自動車検査証の交付等を受ける際に納付した自動車重量税額を、
- ② 自動車検査証の有効期間の月数で除し、
- ③ これに車検残存期間(平成23年3月11日から自動車検査証の有効期間満了日までの期間)の月数を乗じて計算します。(震災特例法施行令35③一)

還付金額 = 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証の有効期間 × 車検残存期間

(注) 車検残存期間の月数に1か月未満の日数がある場合には切り捨てることとなっていますので、車検残存期間が1か月未満の場合には還付されません。(震災特例法施行令35④)

なお、還付金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てられます。(国税通則法120①)

(2) 車検のない届出軽自動車の場合

次のとおり、一定の金額が還付されます。(震災特例法施行令35⑤)

- イ 自家用軽二輪車(125cc超250cc以下の二輪車) : 3,150円
- ロ 営業用軽二輪車(125cc超250cc以下の二輪車) : 2,250円
- ハ 自家用被けん引車 : 6,600円
- ニ 営業用被けん引車 : 4,200円

2 被災自動車等の買換えに係る自動車重量税の免税関係

(適用対象の拡大)

(問5) 被災自動車の使用者が自動車を買換えた場合の自動車重量税の免税措置は、どのように拡充されたのですか。

(答)

震災特例法では、被災自動車の「使用者」が、平成23年3月11日から平成31年4月30日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の免税を受けることができます。

今般の震災特例法の改正に伴い、この免税措置の適用対象に「二輪車等」が追加され、二輪車等の使用者が新たに二輪車等を買換える場合等も自動車重量税の免税を受けることができることとなりました。(震災特例法46①、震災特例法施行令36②③)

(注) 免税措置の適用対象に追加された「二輪車等」の範囲は、「問1」の範囲と同様です。

(免税の手続)

(問6) 被災した二輪車等の使用者が自動車を買換えた場合の自動車重量税の免税はどのようにすれば受けることができますか。

(答)

被災した二輪車等の「使用者」は、平成31年4月30日までに、「被災自動車等の買換えに係る自動車重量税免税届出書(東日本大震災用)」を、買換車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等又は軽自動車検査協会の窓口提出することにより、被災した二輪車等に代えて取得した自動車の、最初に受ける車検(届出軽自動車の場合は車両番号の指定)の際の自動車重量税の免税を受けることができます。(震災特例法46①②)

(注) 自動車重量税の免税を受けることができる自動車の台数は、使用していた被災自動車等(被災した二輪車等を含みますが、自動車重量税が課されない原動機付自転車は含みません。)の台数を超えることはできません。(震災特例法46②)

(既に自動車重量税を納付してしまった場合)

(問7) 被災した二輪車等の使用者が自動車を買換え、既に自動車重量税を納付してしまった場合、その納付した自動車重量税の還付を受けることができますか。

(答)

被災自動車等の買換えに係る自動車重量税の免税の適用を受けることができる買換車両について、既に自動車重量税を納付してしまった場合には、当該納付された自動車重量税の額を過大に納付した自動車重量税の額とみなして還付を受けることができます。

具体的には、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた運輸支局等又は軽自動車検査協会の窓口に、「自動車重量税過誤納証明書交付請求書」及び買換車両の「自動車検査証」又は「軽自動車届出済証」を提出し「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、その証明書を住所地の所轄税務署に提出してください。(改正法附則19、自動車重量税法16①二、自動車重量税法施行令8)

(二輪車を取得後に四輪車を取得する場合)

(問8) 被災自動車Aの使用者が、今後、二輪車B、四輪車Cの順に取得する場合、先に取得する二輪車Bでは自動車重量税の免除を受けずに、次に取得する四輪車Cで自動車重量税の免除を受けることはできますか。

(答)

震災特例法では、被災自動車の「使用者」が、被災自動車に代えて自動車を取得した場合、取得した自動車の、最初に受ける車検の際の自動車重量税の免除を受けることができます。

ご質問のケースでは、「被災自動車Aに代えて取得する車両」が四輪車Cである場合には、先に取得する二輪車Bについては自動車検査証の交付等の際の自動車重量税を納付し、次に取得する四輪車Cの自動車検査証の交付等の際の自動車重量税について、被災自動車Aの買換車両として免税を受けることができます。(震災特例法46①)